

普通財産売払いの流れ

今回、売り出す不動産は、一般競争入札により公売します。
一般競争入札の手続は、次のとおりです。

事務手順 1

入札の公告

(令和 7 年 6 月 1 7 日から令和 7 年 7 月 2 2 日まで)



入札に参加するにあたっての重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。

事務手順 2

入札参加受付

(令和 7 年 6 月 2 3 日から令和 7 年 7 月 2 2 日まで)



入札参加要件を確認し、納得した上で申し込みしてください。
参加申込書は、持参のみ受付けています。
参加申し込みの取消は、受付期間内であればいつでもできます。
(任意の様式で書面にて提出してください)

事務手順 3

入札保証金の納付

(令和 7 年 6 月 2 3 日から令和 7 年 7 月 2 4 日まで)



入札に参加するに当たっては入札保証金の納付が必要です。
また、入札保証金は、契約保証金に充当できます。

事務手順 4

入札及び開札の執行・落札者の決定

(令和 7 年 7 月 2 5 日)



入札金額は、予定価格以上の金額をもって入札に参加してください。
(入札回数は、1 回とし、同額の方が複数いる場合は、くじで落札者を決定します。) 入札後、開札を行い、開札結果を発表します。

事務手順 5

契約保証金の納付

(令和 7 年 7 月 2 5 日から令和 7 年 7 月 2 9 日まで)



落札者は、7 月 2 9 日までに落札額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を売買契約締結までに納付してください。

事務手順 6

契約の締結

(令和 7 年 7 月 2 5 日から令和 7 年 7 月 2 9 日まで)



契約保証金納付後、7 月 2 9 日までに売買契約を締結してください。
売買契約書に貼付する収入印紙は落札者負担となります。

事務手順 7

売買代金の納入

(令和 7 年 8 月 2 7 日まで)



契約締結日以降、8 月 2 7 日 (水) までに売買代金を納入してください。
代金の支払いが完了した時点で、所有権が移転します。現状有姿のまま不動産を引き渡します。(建物がある場合、管理責任も譲渡されます。)

事務手順 8

所有権移転登記 (売買代金納入確認以降)

売買代金の納入が確認できたら町で本不動産に係る所有権移転登記を行いますので、必要書類の提出をお願いします。

登録免許税等、所有権移転登記に必要な費用は落札者負担となります。

以上で事務手続は終了となります。